

ID: 5346

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	墓地等の許可取消し、使用禁止等		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第19条		
法令番号	昭和23年法律第48号		
【根拠条文】 第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日